

## 公益財団法人板橋区体育協会 役員選出規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人板橋区体育協会定款（案）第 19 条に定める役員の選出について定める。

### (理事候補者の選出)

第 2 条 理事候補者を選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

(1) 加盟団体の推薦により選出する者は、15 名以上 30 名以内とする。

(2) 板橋区区民文化部長スポーツ振興課長を理事に推薦することができる。

(3) 第 1 号の理事定数に不足が生じた場合及び第 2 号の理事のほか理事の定数を超えない範囲で、次のイ及びロに掲げる者の中から、それぞれに定める人数の範囲内で理事に推薦することができる

イ 理事会が推薦する学識経験者 1 名以内

ロ 会長が推薦する学識経験者 4 名以内

### (監事候補者の選出)

第 3 条 監事候補者は 1 名を理事会において推薦し、板橋区区民文化部より 1 名推薦する。

### (定年制)

第 4 条 理事及び監事の定年は、改選年度の 4 月 1 日現在において満 75 歳以下とする。

ただし、第 2 条第 3 号ロに掲げる会長が推薦する学識経験者の場合は、その限りではない。

### (規程の変更)

第 5 条 この規程は理事会の決議によって変更することができる。

### 附則

1 この規程は、本会定款（案）附則 1 に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成 26 年 2 月 19 日一部改訂（第 2 条、第 4 条）